

第1回鳥取県最低賃金専門部会

1 日 時 令和6年7月26日（金）12時00分～12時35分

2 場 所 鳥取労働局 4階大会議室

3 出席者

【委員】

公益代表委員 佐藤委員、中野委員

労働者代表委員 河村委員、北畑委員、山下委員

使用者代表委員 池谷委員、西村委員、花原委員

【事務局】

鳥取労働局 前田労働基準部長、中塚賃金室長

市村賃金室長補佐、久保田賃金指導官

4 議 事

- (1) 部会長及び部会長代理の選出について
- (2) 鳥取県最低賃金専門部会の運営について
- (3) 鳥取県最低賃金の改正審議について
- (4) その他

5 資料目次

- (1) 鳥取県最低賃金専門部会委員名簿
- (2) 鳥取地方最低賃金審議会最低賃金専門部会運営規程

6 議事内容

○市村賃金室長補佐 それでは、ただ今から第1回鳥取県最低賃金専門部会を開催いたします。

本日の委員の出席状況ですが、公益を代表します石川委員が欠席です。

現時点で9名の委員のうち8名の御出席を頂いておりますので、最低賃金審議会令第6

条第6項の規定によります定足数を満たしており、本専門部会が有効に成立していることについて御報告申し上げます。

本日の専門部会は公開しており、2名の傍聴人がお見えになっております。傍聴者の皆様には、傍聴に当たって遵守事項に従っていただきますようお願いいたします。

部会長及び部会長代理が選出されるまでの間、事務局で議事進行をさせていただきます。

それでは、まず、労働基準部長の前田から御挨拶させていただきます。

○前田労働基準部長 前田でございます。お忙しい中、部会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

今日を皮切りに、鳥取県の最低賃金の御審議を各委員の皆様にしていただくということで、これから暑い夏に、今日も暑いのですが、その中、真摯な御議論をお願いして、簡単ではございますが、私からの挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○市村賃金室長補佐 それでは、議事に入らせていただきます。

議事1の部会長及び部会長代理の選出についてですが、最低賃金法第25条第4項の規定により、部会長及び部会長代理は、公益を代表する委員のうちから委員が選挙することとされております。

選挙の方法につきましては、慣例により、委員から推薦いただき、全ての委員の同意をもって決定することとなっておりますが、本年も同様の方法で進めたいと考えておりますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○市村賃金室長補佐 ありがとうございます。

それでは、部会長及び部会長代理について、御推薦いただけますでしょうか。

○河村委員 部会長に佐藤委員、部会長代理に中野委員を推薦させていただきたいと思っております。

○市村賃金室長補佐 ありがとうございます。

部会長に佐藤委員、部会長代理に中野委員を推薦いただきましたが、御異議なければ、御承認いただいたということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○市村賃金室長補佐 ありがとうございます。全員の承認を頂きましたので、佐藤委員に部会長を、中野委員に部会長代理をお願いします。

それでは、佐藤部会長、中野部会長代理に御挨拶を頂きます。

○佐藤部会長 改めまして、こんにちは。本審の会長に重ねて部会長の方を御推薦いただきました。今年は本審の方でもお話があったように、目安額が非常に高く、先ほど本審の中で西村委員の方からもお話があったように、裁量の幅というのが実に狭いというか、そういうふうを感じている中で、皆さんと審議をしていきたいと思っています。

例年と同じように、他県を見つつも、鳥取県において最も適切な最低賃金の額というものを策定してまいりたいと思いますので、御協力をお願いいたします。

○中野部会長代理 昨年に引き続きまして部会長代理をさせていただきます中野です。佐藤部会長と一緒にスムーズな議事進行を心がけていきますので、皆さん、御協力よろしくをお願いいたします。

○市村賃金室長補佐 それでは、佐藤部会長、この後の議事進行につきまして、よろしくをお願いいたします。

○佐藤部会長 それでは、議事の1番目が終わったところですので、2番目、鳥取県最低賃金専門部会の運営について、事務局から専門部会及び議事録の公開、議事録の確認等についての説明をお願いいたします。

○市村賃金室長補佐 専門部会及び議事録の公開、議事録の確認等につきましては、本審議会と同様に、専門部会は公開し、議事録も個人、団体名などの個人情報に係るものを除き公開の取扱いとし、議事録の確認委員に関しては、部会長及び部会長が指名した委員2名に確認していただくことでよろしいか、御確認をお願いいたします。

○佐藤部会長 では、ただ今の事務局の説明について、御質問等ありますでしょうか。それでは、本審議会と同様の取扱いとしたいと思いますが、いかがですか。

(異議なし)

○佐藤部会長 では、本審と同様の取扱いとしたいと思います。

では、議事録の確認につきましては、労働者を代表する委員は河村委員、使用者を代表する委員は西村委員をお願いしたいと思います。

○河村委員 承知しました。

○西村委員 承知しました。

○佐藤部会長 よろしくをお願いいたします。

それでは、次の3番目の議事に行く前に、議事録の確認をする委員が決まりましたので、本日はなくて、今後の専門部会全体の進め方について、3者で協議をさせていただきた

と思いますので、事務局は会場の準備をお願いいたします。それでは、10分程度休会したいと思います。

〔三者協議〕

○佐藤部会長 それでは、再開したいと思います。

今、3者で、今後の専門部会全体の進め方について協議をしたところです。それで、目安額も50円ということで、審議の方が難航しそうだということで、日程等についても話し合いました。

では、その結果について、河村委員、お願いいたします。

○河村委員 まず、部会長がおっしゃったように、今回の目安額が50円ということで、過去最高額という金額だということ、それと、当初計画をされている日程でいっても、8月5日の第4回専門部会で結審というスケジュールで組まれているということを総合的に考えますと、少し日程的には無理があるのかなということを考えています。例えば昨年であれば6回の専門部会を行い、慎重審議を重ねたということもございますので、そういったところも含めながら、日程の方を少し見直しする必要があると思っています。

具体的には、8月9日金曜日に照準を合わせた形で日程を展開してはどうかと考えております。

専門部会としては、できるだけ慎重に審議を重ねていくということ、他県の状況等も見ていきたいというところもあります。ただ、現状、他県も8月9日という審議日程が比較的多いように思いますので、その辺りも含めて、少し日程を改めたいという意見ですので、御検討いただければと思います。以上です。

○佐藤部会長 ありがとうございます。

ということで、先ほどの本審議会では、5日を御準備お願いしますということでお話をしたところですが、本審の委員には、全会一致しなかった場合は9日に行くということで通知の方をお願いしたいと思います。

○中塚賃金室長 では、8月9日の専門部会に向けて、全会一致でなければ本審議会を行うというスケジュールで各委員の方への通知ということでよろしいですね。

○佐藤部会長 はい。

○中塚賃金室長 それから、今現在、8月5日開催の第4回の専門部会まで御案内さしあげておりますが、予備日を8月6日、8日、9日と取っておりますので、状況を踏まえてその辺を調整させていただくということでよろしいですね。

○佐藤部会長 はい。

○中塚賃金室長 承知しました。

○河村委員 8月9日の審議の時間ですが、少し遅めに設定をしていただき、午後とか、皆さんの御予定もあろうかと思えますけども、例えば専門部会を午前中か、午後1時からいから開催し、午後の遅い時間に本審を開くというような、そういったところも御検討いただければと思います。

○中塚賃金室長 今現在の予定でいきますと、8月9日、専門部会を13時15分から開催し、その後、本審の方を15時30分からという予定を組んでおります。

○佐藤部会長 その時間帯でよろしいですか。15時30分から本審です。もう少し遅いほうがいいですか。

では、第546回鳥取地方最低賃金審議会は15時30分開始とします。

専門部会は最大で7回できるという認識でよろしいですか。

○中塚賃金室長 そうですね。会場等は確保しているということです。昨年と一昨年が6回ということでしたので、6回開くにしても、皆さんの日程とかがございますので、この3つを用意させていただいているところです。

○佐藤部会長 分かりました。ありがとうございます。

というわけで、日程の方、全会一致が一番望ましいのですけれども、目安自体が全会一致でないということもありますので、一応本審の予定は確保しておいた方がよいだろうということで、8月9日15時30分に確保しておくことにしたいと思います。

では、これから改正審議の方を進めていくことになると思うのですが、本日は第1回目の専門部会なので、労使双方から審議に臨むに当たって基本的にどのような考え方で進めていくのかという点についてお話をさせていただきたいと思います。

議事の3番目、最低賃金の改正審議についてですが、まず、労働者側委員から御意見の方を頂きたいと思います。

○河村委員 先ほどの本審の中でもお話をさせていただきましたので、簡単にお話をします。

基本的な考え方としては5点上げているということで、憲法なり最低賃金法を踏まえた上での審議をするということで、セーフティーネットとしての最低賃金の本来の形を追求するという、あとは、中央最低賃金審議会の目安を尊重するという、働くということ、あとは、鳥取県の最低賃金

が絶対額として他地域に比べて低いと、Cランクということもあって低いということ、あるいは地域間の格差、この辺りの改善を図るということ、中小・小規模事業者が賃上げしやすい環境整備も求めていくと、この5点について考えていくということで、本日頂いた資料等も踏まえまして、第2回専門部会では労働者側としての金額を提示してまいりたいと考えております。以上です。

○佐藤部会長 ありがとうございます。

では、使用者側委員、お願いいたします。

○西村委員 先ほど本審の中でお話ししましたが、今回示された目安の50円というのは、我々の認識でいうと高過ぎるという認識でございます。いずれにしても、データに基づき判断をしていくということであれば、我々は消費者物価をベースにして検討を進めたいと思っています。

それと、セーフティーネットという言葉もありましたけれども、職場を守ると、経営者側のセーフティーネットというのも多分必要だというふうに思いますので、実際に支払いができる範囲であるかどうかというところもよく議論の中でお話をしていきたいと思っております。

本当に鳥取県が減びることのないようにというのは分かっていますが、経営側もやはり持続可能でないと、一旦上げてしまった最低賃金を元に戻すことはできないので、その辺は慎重に対応を進めたいと考えております。

○佐藤部会長 ありがとうございます。

その他の委員の方で何かこの機会なので言っておきたいという方、いらっしゃいますでしょうか。

(なし)

○佐藤部会長 では、労使双方、それぞれの立場があるかと思しますので、その立場によって、今後、例示される金額や指標というものは当然異なってくると思います。

公益委員としましては、労働者側、使用者側それぞれ御主張されたものを精査させていただいて、より説得力のある方に判断していこうというふうに考えています。ですから、労働者側、使用者側双方、それぞれ主張されるときに私たち公益委員のことを説得するというつもりで数値なり根拠なりをお示ししていただきながら主張していただくことをお願いしたいと思います。

では、続きまして、議事の4番目、その他について、お願いいたします。

○市村賃金室長補佐 今後の専門部会等の日程につきまして、現時点での予定ということで説明させていただきます。

第2回鳥取県最低賃金審議会専門部会は、7月30日火曜日の9時30分からを予定しております。

第3回鳥取県最低賃金審議会専門部会は、8月1日水曜日の9時30分からを予定しております。第4回鳥取県最低賃金審議会専門部会は、8月5日金曜日の9時30分からを予定しております。

8月6日以降は予備日ということで載せておりますが、これはまた再度確認させていただいて、必要に応じて御連絡させていただきたいと思っておりますので、御了承いただきたいと思います。以上です。

○佐藤部会長 ありがとうございます。

それでは、議事の方はこれで終了になりますが、何か委員の方から資料の御要望等とかありますでしょうか。

(なし)

○佐藤部会長 では、本日の第1回鳥取県最低賃金専門部会を終わりたいと思っております。どうもありがとうございました。